

2014年9月のASAF会議への対応、検討

ASBJ、ASAF対応専門委

去る9月12日、企業会計基準

委員会は第17回ASAF対応専門委員会を開催した。

今回は9月25日、26日にロンドンで行われるASAF会議への対応を検討した。予定されている議題は、次のとおり。

- 1 リース
- 2 割引率
- 3 IFRS3号「企業結合」適用後レビュー
- 4 概念フレームワーク
- 5 開示に関する取組み
 - ・ 開示の原則
 - ・ IAS1号「財務諸表の表示」の改訂
 - ・ 重要性(重要な会計方針を含む)
- 6 保険契約
- 7 負債と資本
- 8 インフレ会計

このうち、3～5に関する発言案が検討された。特に3については、わが国におけるIFRS3号や米国基準の適用経験を踏まえ、次の点に焦点を当てて今後検討を行うことを提案する。

- ① のれんの償却を再導入すべきか否か
- ② 無形資産の識別に関する基準を改訂すべきか
- ③ 段階取得および支配の喪失について見直しをすべきか

9月のASAF会議では、各国の会計基準設定主体等がそれぞれ作成した資料の説明を行ったうえで、IASBが取るべき措置などについてASAFメンバーによる意見交換が行われることが予定されている。

このうち、IASBによる適用後レビューに関する近況報告では、IASBのスタッフが企業結合会計に関して公表されている28の学術論文をレビューした結果、のれんおよび他の無形資産に関する現行の要求を支持する証拠が得られたとされている。この点、専門委員からは論文について、リサーチデザインを詳細に分析すべき」という意見が聞かれた。

契約変更時の借手の会計上の取扱いの文案、検討

ASBJ、リース会計専門委

去る9月16日、企業会計基準

委員会は第71回リース会計専門委員会を開催した。

文案検討

今回は前回までの議論を踏まえ、実務対応報告31号を修正(枝番追加)した文案の検討がなされた。たとえば、ファイナンス・リース取引かどうかの再判定については、次の文案が示された。

- 5-1 リース取引開始日後にリース取引の契約内容が変更された場合のファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの再判定にあたっては、契約変更時に、契約変更後の条件に基づいて当初のリース開始日に遡って、第3項の判定を行う。

専門委員からは「修正文案が他のリース案件に波及しないようにすべき」等の意見が聞かれた。

割引率の検討

借手がファイナンス・リース取引かオペレーティング・リース取引かの判定において現在価値基準を適用する場合の現在価値の算定に用いる割引率(論点1)およびリース資産とリース

債務を将来のリース料の現在価値で計上する場合に用いる割引率(論点2)について、事務局より次のような提案がなされた。

- 論点1: 当初のリース取引開始日に遡って再判定を行うアプローチの採用を前提)当初のリース取引開始日において、当該リース取引開始日から契約変更後の条件に基づくリース期間終了時までの期間について

て、借手の追加利率率として算定される利率とはどうか。

論点2: 契約変更時に、将来のリース料総額に基づき、リース資産とリース債務が同額で測定される場合(契約変更時以降のリース料等の条件に基づく借手の計算利率率を知り得る場合は当該利率とし、知り得ない場合は当該条件に基づく借手の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率として)はどうか。

専門委員からは「反対しないが、なぜこのような利率を割引率として使用するかの理由づけを明確に」との意見があった。

大きな変更をせずに審議を進める方向

ASBJ、税効果会計専門委

去る9月18日、企業会計基準委員会は第9回税効果会計専門委員会を開催した。

第5回から第8回専門委員会にかけて、日本公認会計士協会監査委員会報告66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(以下、「66号報告」という)について検討を行ってきた。今回は、これまでの意見を整理したうえで、今後の検討の進め方について審議を行った。

事務局からは、見直しを行う方法として、例示区分の取扱いの撤廃のような大きな変更から、66号報告の枠組みをベースとして行う方法まで考えられるが、大きな変更を行う場合、実務への影響が大きいと考えられるため、まずは例示区分の取扱いを撤廃せずに、現在の66号報告の枠組みをベースとしたうえで、定めの一部を改正することにより、問題意識への対応が可能かどうかを試みてはどうかと

の提案がなされた。

これまで開かれた意見を分析すると、繰延税金資産の回収可能性が高いとされる企業群よりも、相対的に回収可能性が高くないと判断される企業群に対して適用される66号報告の規定に關して、検討を行うべき論点が多いと考えられる。

回収可能性が高くない企業群における論点は、次のとおり。

- ① 過去および将来の考慮に関する論点
- ② 回収可能性の判断要件に関する論点
- ③ 見積可能期間に関する論点

実務対応報告18号の見直し等、検討

—ASBJ、実務対応専門委

去る9月19日、企業会計基準

委員会は第64回実務対応専門委員会を開催した。

主な検討事項は次のとおり。

退職給付会計における複数事業主制度の注記の見直し

前回(本誌2014年9月10

日号(No.1390)情報フラッシュ参照)挙げられた2つの論

点について、次のような事務局提案がなされ、各専門委員から

多くの賛成意見が聞かれた。

会計

たとえば①については、過去

だけでなく将来の業績予測等も考慮して例示区分を総合的に判断するよう、66号報告における「会社の過去の業績等の状況を主たる判断基準として」という現行の規定内容について見直すことを検討することが考えられるとした。また、「通常」という表現も、例外が非常に限定されることと捉えられない表現ぶりに変えることを検討することが考えられている。

専門委員から公開草案のスケジュール感についての意見が挙がったことから、事務局も「今後検討していく」と応じた。

実務対応報告18号の見直し

論点1…複数事業主制度の注記

において開示すべき金額

↓従来どおり、未償却過去勤務債務残高+責任準備金の開示を求めるところかどうか。

論点2…給付債務の額の名称の見直し

↓引き続き、同名称を使用することかどうか。

実務対応報告18号の見直し

今回は米国会計基準アップ

東京証券取引所市場制度整備

備懇談会が7月25日に提出した「我が国におけるライツ・オフアリンクの定着に向けて」を読んだ、ライツも含めてデリバティブズマーケットに長年関わってきた筆者が、まだまだ未熟者であることを思い知らされた。今回は、その一部を紹介するので、ぜひ皆さんも参考にさせていただきたい(以下、二内は提言書の文章)。

①「市場で新株予約権を買い

取る投資家は、増資が合理的だと評価すれば(中略)新株予約権を買い取って行使することが想定される」、「ノンコミットメント型ライツ・オフアリンクの場合、当該増資が合理的だと評価する者がいない中でも、裁定行為の一環として新株予約権を行使して払込みが行われ得るといふ、構造的な特殊性がある(いずれも6頁)」。ライツは特殊だということなので、メジャーな新株予約権市場である新株予約権付社債市場を考える。この市場の投資家は、ほとんどが裁定取引型ヘッジファンドであることが常識だ。彼らがこの増資は合理的か?という基準で投資判断をしていたとは知らなかった。

②「新株予約権の行使期間の

開始後には市場価格と理論価格の乖離の程度が縮小する傾向が

あることに照らせば、行使期間の開始前は貸株に提供される親株の数が少なく、裁定取引の実施に必要な借株が十分には供給されなかったため(中略)市場価格を割安にしている面もある(6~7頁)」。提言書は、行使開始後に新株予約権の割安状態が解消される(乖離の縮小)原因は、行使による株数増減(貸株増減)と裁定取引(借りた親株の売り)と新株予約権の買い増)にあると分析している。

投資のハナシ

鶏小屋の扉を開けば狼は来ない

株予約権はオプションの下値抵抗性により価格が下支えされるため、上場期間後半は乖離が縮小してみえる」と考えるが、そんな簡単なことではないのだらう。

③「裁定が十分に機能せず、常に裁定機会が提供し続けられている」ということは、裁定取引で取得された新株予約権については増資の合理性とは無関係に権利行使がされるという上述の問題を、結果的に助長している可能性がある(6頁)」。そして、提言として「借株が容易になり裁定取引が可能となる行使開始後に新株予約権を上場させれば、新株予約権の割安が解消されているので、合理性を考えないで行使される問題に効果的である」と結んでいる。要約すれば、新株予約権が割安だから、増資の合理性を考えない裁定取引者が参入してくる。裁定取引が容易な状態であれば、新株予約権の割安は解消され、裁定取引者は参入できなくなる、ということだ。これは凄く発想だ! 養鶏のおやし「狼が鶏を食べに来るので困っています。狼を防ぐ対策をお願いします」。役人「鶏小屋の扉を開けておくことだな。鶏を食べつくせば、狼は来なくなる」。

(三田 哉)

デート(ASU2014-02: 非公開会社ののれんの代替的処理(償却))(本誌2014年3月1日号(No.1373)31頁参照)を踏まえ、在外子会社が米国会計基準に準拠して作成した財務諸表を連結決算時に利用する場合の考え方を整理し、18号の見直しが必要かどうかを中心に検討した。

事務局からは、日本基準とASU2014-02の代替的会計処理とは「償却する」という点で差異がないため、18号の修正項目としないことが提案された。ただし、現行の18号の規定で

会計

地方法人税創設に伴う実務対応報告5号・7号の修正案、公表議決—ASBJ

去る9月22日、企業会計基準委員会は第296回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

地方法人税の創設に伴う「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱」の見直し

これまでの審議を踏まえ、実務対応報告5号および7号の修正案が事務局から提示され、出席委員全員の賛成で公表が議決された。9月中にも公表され、

は、在外子会社におけるのれんは「20年以内のその効果の及ぶ期間」にわたって償却するよう連結決算手続上で償却期間を見直しが必要に応じて修正することになる、との誤解が生じる可能性があると考えられ、取扱いを明確化することも提案された(規定を「在外子会社におけるのれんについて償却していない場合は」とする)。

各専門委員は傍線の文言を挿入することに賛否両論であり、引き続き検討することとなった。

2カ月程度のコメント募集期間が設けられる予定。

実務対応報告18号の見直し

2013年夏ごろまで行われていた18号見直しの検討について整理したうえで、今後の検討の進め方および18号の修正案について審議が行われた。

従前は、資本性金融商品のOCIオプションに関するノンリサイクリング処理・金融負債の公正価値オプションにおけるノンリサイクリング処理を修正項

目に追加することなどが検討されてきた。しかし、その後、修正国際基準案が公表されており、最終基準化後、修正国際基準における「削除または修正」の考え方と18号における修正項目の考え方の整合性を図る必要があるか否か、検討を行うことが考えられる。そのため、現段階では包括的な見直しを行わず、「米国会計基準(非公開会社)のASU2014-02への対応」、「少数株主損益の会計処理」の修正項目の削除のみを見直しの範囲とすることが、事務局から提案された。

国際会計

投資者と持分法適用投資先との取引に関し、IFRS10号等改訂—ASB

去る9月11日、IASBは「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出(IFRS10号およびIAS28号の修正)」(Sale or Contribution of Assets between an Investor and its Associate or Joint Venture(Amendments to IFRS10 and IAS28))を公表し、投資者と持分法が適用されている投資先との取引に関して、IFRS10号「連結財務諸表」および

また、実質的な改正事項が前記2点であることを前提に、平成27年(2015年)4月1日以後開始連結会計年度から適用すること(早期適用も可)、特段の経過措置は定めないこと(過年度遡及会計基準に従った遡及適用を行うことになる)が提案された。

委員からは、「ASU2014-02は将来に向かって適用される。経過措置がないと整合しないのでは」といった懸念が聞かれた。この点、事務局で数値例等を作成して検討される見込み。

去る9月11日、IASBは「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出(IFRS10号およびIAS28号の修正)」(Sale or Contribution of Assets between an Investor and its Associate or Joint Venture(Amendments to IFRS10 and IAS28))を公表し、投資者と持分法が適用されている投資先との取引に関して、IFRS10号「連結財務諸表」および

また、実質的な改正事項が前記2点であることを前提に、平成27年(2015年)4月1日以後開始連結会計年度から適用すること(早期適用も可)、特段の経過措置は定めないこと(過年度遡及会計基準に従った遡及適用を行うことになる)が提案された。

集を経て最終化されたものである。本改訂によって、投資者が関連会社または共同支配企業に対し資産の売却または拠出を行った場合、資産がIFRS3号「企業結合」に定められている事業の定義^(注)に合致するかどうかにより、次の処理を行うべきであることが明確化される。

- ① 売却または拠出された資産が事業の定義に合致する…取引から生じる損益を消去せず全額損益認識する。
- ② 売却または拠出された資産が事業の定義に合致しない…取引から生じる損益のうち、関連会社または共同支配企業に關連しない投資者の持分の範囲のみ認識する。

このため、ダウンストリーム取引の対象が子会社であったとしても、子会社が事業に該当しない場合(たとえば資産保有のためだけに設立された法人であるなど)、取引により子会社への支配が喪失されたとしても、取引から生じる損益の一部が消去されることになる。

本改訂は、2016年1月1日以降に開始される年度において生じた取引から適用されるが、早期適用も可能である。
(注) 投資家またはその他の所有者構成

員または参加者に対し、配当、コストの低減またはその他の経済的利益と、いう形でのリターンを直接的に影響

する目的で実施され管理される、活動および資産の統合された組み合わせ（IFRS3号付録A）。

国際会計

子会社投資等の公正価値評価に関するIFRS改訂案、公表—IASB

去る9月16日、IASBは、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定（IFRS10号、IFRS12号、IAS27号、IAS28号、IAS36号およびIFRS13号の設例の修正案）」（ED/2014/4、Measuring Quoted Investments in Subsidiaries, Joint Ventures and Associates at Fair Value (Proposed amendments to IFRS10, IFRS12, IAS27, IAS28 and IAS36 and Illustrative Examples for IFRS13)）を公表した。

本公開草案は、子会社、共同支配企業および関連会社への投資の会計処理単位は、個別の金融商品（たとえば子会社が発行している株式1単位）ではなく、投資全体であることを確認している。しかし、活発な市場における相場価格が存在する投資については、その公正価値を、無調整の相場価格（たとえば1株当たりの株価）に金融商品とし

ての数量（たとえば保有株式数）を乗じて測定し、それ以外の調整たとえばコントロール・プレミアム（加算）を行わないこととしている。具体的には、次の場合に、無調整の相場価格に数量を乗じて公正価値測定を行うことが提案されている。

- ・IFRS10号「連結財務諸表」に基づき、投資企業が、活発な市場における相場価格が存在する子会社への投資を公正価値評価する場合
- ・IFRS12号「他の企業への関与の開示」に基づき、相場価格が存在する共同支配企業または関連会社への投資の公正価値を開示する場合
- ・IAS27号「個別財務諸表」に準拠した個別財務諸表において、子会社、共同支配企業および関連会社への投資についてIFRS9号「金融商品」に従って公正価値で測定する選択を行う場合
- ・IAS28号「関連会社及び共同

支配企業に対する投資に基づき、ベンチャー・キャピタル企業などが投資を公正価値により測定する選択を行う場合

- ・IAS36号「資産の減損」に基づく資産の回収可能価額の測定において、資産が活発な市場における相場価格が存在する子会社、共同支配企業または関連会社への投資である場合

加えて、本公開草案は、IFRS13号「公正価値測定」に設例を追加した。この設例では、市場リスクが相殺し合うポジショ

国際会計

料金規制の財務報告に関するDP、公表—IASB

去る9月17日、IASBは、ディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」（DP）を公表した。

IASBは従来から、料金規制の財務報告に対する影響に関して、どのような情報が財務諸表の利用者にとって最も有用かを検討するためのプロジェクトを進めている。その結果、過度の基準として、IFRSの初度適用企業のみを対象としたIFRS14号「規制線延期勘定」が今年1月に公表されている。今回のDPはこのような過渡的なものではなく、より一般的に料金規

制に関する会計をどうするかに関するリサーチの一環として公表されている。ここでは料金規制に共通する特徴を検討し、料金規制事業から生じる権利および義務と、それ以外から生じるものとの区別を試みている。DPでは特定の会計処理を提案することなく、たとえば次のような、いくつかの取り得るアプローチを示している。

- ・IAS38号「無形資産」を改訂し、料金規制から生じる一連の権利および義務を規制関連のライセンスの帳簿価額として

認識する。

- ・料金規制事業を営む企業を対象とした特例として、料金規制に係る会計処理を認める。
- ・規制線延期勘定残高の認識を禁止する（料金規制事業に関する特別な処理を認めない）。

料金規制に関する議論の出发点として、料金規制の形態に焦点が当てられている。この料金規制は一定の定義がされており、次の2つの特徴を有することになる。

- ・料金規制を受ける企業が料金規制事業を営むことにより一定の対価を回収する。
- ・料金規制により顧客へ請求される価格が定まり、対価を受け取る時期が決定される。

このような料金規制は、顧客が適正な価格で必要な物品やサービスを購入すること、企業が資金を集め、財政的に存続できることのパランスを取ることとを目的としている。

DPに対するコメント期限は、2015年1月15日である。IASBはDPに対するコメントを検討し、料金規制の財務上の影響の報告に関する基準を開発するかどうかを判断することになる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2014年9月12日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)	金融庁	IFRS14号「規制繰延勘定」、IFRS11号「共同支配の取決め」等、2014年1月1日から6月30日までに公表された国際会計基準を、指定国際会計基準とするもの。コメント期限は、2014年10月14日まで。	—
2014年9月16日	OECD租税委員会によるOECD BEPS行動計画に関する成果物の公表	OECD	税源浸食と利益移転(BEPS)に係るOECDとG20の共同プロジェクトに基づき、多国籍企業の租税回避に対処する国際協調体制に関する第1次提言(7つの項目)として公表されたもの。	—
2014年9月24日	平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)に伴う上場制度等の整備について	東京証券取引所	自己投資口の取得制度や新投資口予約権の割当制度の創設とともに、投資信託の併合手続の簡素化等が図られるため、有価証券上場規程等の整備を行うもの。コメント期限は、2014年10月24日まで。	—

日米中央銀行主導の円安・ドル高

金融

為替市場で円安が進んでいる。9月18日のスコットランド独立の住民投票を材料に、1ドル当たりの円相場は109円台半ばまで買い進まれ、1ユーロ当たりのドル相場は、投票結果で一時的に買い戻されたが、再び1.28ドル台まで下落、1ユーロ当たりの円相場は141円台まで買い進まれた。こうした地政学リスクも織り込みながらも、基本的なトレンドは日銀、米連邦準備制度理事会(FRB)、欧州中央銀行(ECB)に主導される中央銀行相場である。特に9月以降の円安進行は、日米の中央銀行で各々追加緩和策と緩和政策からの出口の道順を明示するといった逆の方向への一歩を踏み出したためだ。

黒田日銀総裁は9月11日の安倍首相との会談後、「目標達成に困難を来すなら、追加緩和であろうと何であろうと用意がある」と「追加緩和」という言葉を出して一歩踏み込んだ表現を行った。また、直近の円安進行を「自然な形」と述べて、事実上の円安容認発言を行った。消費税率10%への布石が本音だろうが、円安材料にはなった。

また、アメリカでは、9月17日に公表された連邦公開市場委員

株価は為替相場と米金融市場の動向次第

証券

今年夏場、世界的な株価のもたつきが続くなかでアメリカ市場だけはしたたかに史上最高値を更新を実現してきたが、それに続いて日本市場も9月中旬決算の直前にアベノミクス開始以来の高値を更新していった。

世界を見渡せば、最近のG20で世界経済の動向への懸念、特に日欧の成長率の下方修正に強い懸念が示された。また、混迷続きで世界経済を揺さぶっている国際政治では、台頭する「イスラム国」への対応が米軍などの空爆開始で新たな段階に突入した。

それでもアメリカ市場は自国の

が窺える。これは、同時にドル高容認の道筋でもある。

このように、日米の中央銀行で、円安・ドル高へ向かう政策の明確な意思表示が行われたことが、ドル、ユーロに対する円安と、ユーロ、円に対するドル高の要因になった。ただ、為替相場動向については、円が世界的にはリスク回避通貨である状況に変わりはなく、中東やウクライナ情勢の変化とこうした中央銀行の政策とのバランスで、当面は変動幅が大きくなる展開になりそうだ。

金融政策のかじ取りのみに関心を集中させることで、結果として株価の高原状態を維持、新値更新を実現しているようにみえる。今後もアメリカ市場が秋の金融市場の状況変化をうまく乗り切れるかどうかは株価の先行きを占う大きなポイントになる。

一方、日本株価の上昇の原因は急激な円安に尽きる。この円安が輸出企業の収益を改善することとは間違いなく、その限りでは株高は素直な反応といつてよい。景気実勢については消費税率引上げのマイナスが大きく、前年度末の駆け込み需要の反動減は

想定以上で、これからも落ち込んだ需要の回復は困難なのではないか、という不安が大きくなってきた。そうした局面での円安だけに、安倍首相にとってはラッキーであったといえよう。

しかし、今回の円安については輸入物価の上昇によって、中小企業、地方企業などのコスト高や消費者の商品値上がりへの不満を訴える声がいち早く高まっているのが特徴だ。輸出品の採算改善で潤う大企業を抱える財界でも、急激な円安進行に対する警戒が語られるようになっていく。昨年来、円安によって輸出数量が回復、増加するという期待が裏切られているのである。

当たり前のことだが、為替相場の変動は円安、円高どちらであっても国民全体にプラスあるいはマイナスを生じるわけではない。常に立場による明暗がある。今回の円安は輸出企業へのプラス効果が先に表面化しようが、中小企業、内需型企業、消費者にはマイナスの影響が避けられない。

円安のプラス効果によつて有力な輸出企業の収益が上方修正といったニュースが続けば、まだ円安株高も期待できそうだが、円安のマイナス、弊害といったニュースが出てくるようだと、株高も終わっていくことになる。最近の円安株高を喜んでばかりはいられない。